

令和4年度 熊本県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修 開催概要

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）および児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

一般財団法人 保健福祉振興財団 熊本支部（熊本県指定研修機関）

3 対象者

令和元年度以降実施されたサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修講義部分を修了以降、本研修開始日（令和5年1月13日）までに指定障害福祉サービス事業所等において通算2年以上、相談支援業務または直接支援業務（※別紙①-1、①-2参照）に従事した者で、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事している者もしくは従事しようとする者。

【研修プログラムの演習について】

演習では受講者自身が関わっている**実事例を用いて演習を行います。**事前課題として提出ができることが前提となり、提出できない場合は修了とみなされませんのでご了承ください。

4 研修日程・実施場所

課程	コース	開催日等	開催時間	実施場所	募集定員
講義 演習	Aコース	令和5年1月13日（金） 1月14日（土） 1月20日（金）	【1日目】 13：00～17：30	嘉島町民会館	36名
	Bコース	令和5年1月25日（水） 1月26日（木） 2月6日（月）			
	Cコース	令和5年2月21日（火） 2月22日（水） 2月28日（火）	【2日目】 9：30～17：30	くまもと県民交流館 パレア	各回 72名
	Dコース	令和5年3月16日（木） 3月17日（金） 3月24日（金）	【3日目】 9：30～17：30		

- ・開催時間は予定です。詳細は受講決定通知書にてお知らせ致します。
- ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修とも同一内容となります。
- ・演習日程（コース）の指定はできません。

5 研修カリキュラム

別紙②カリキュラムを参照

6 受講手続（応募方法等）

（1）提出先

（一財）保健福祉振興財団 熊本支部 熊本県サービス管理責任者等研修係
〒862-0926 熊本市中央区保田窪1-10-38

（2）提出書類及び提出方法

保健福祉振興財団ホームページの申込フォームへ入力の上、印刷・押印し、下記提出書類とあわせ、上記住所へ郵送にて申し込みください。（FAXやメールでは受理致しません）

※申込受付は先着順ではございません。

※申込フォーム入力時点では、申し込みは完了しておりませんので、ご注意ください。

※メールアドレスが無い場合は、PDFの申込書をダウンロード後ご記入頂き、郵送にて申し込みください。

提出書類

①令和4年度熊本県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修受講申込書

②相談支援従事者初任者研修講義部分の受講証明書または修了証書の写し

③令和元年度以降実施されたサービス管理責任者等基礎研修の修了証書の写し

④【別添①】実務経験証明書（見込み）

※実務経験証明書については、令和元年度以降実施されたサービス管理責任者等基礎研修と相談支援従事者初任者研修（講義部分）の両研修を修了した翌日から令和5年1月13日（見込み）で記入してください。

※勤務先（事業所）が複数になる場合は勤務先（事業所）ごとに証明書を提出してください。

（3）提出期限

令和4年11月21日（月）17時 原本必着

※締切後の申込は一切受付致しません。

7 研修定員等

（1）募集定員 252名（予定）

（2）研修受講生の選定

定員を超える受講申し込みがあった場合、次の点を考慮し、県と協議の上で受講者を選考します。（先着順ではありません。）

①3における実務年数を満たしている者

②研修申込みに係る状況

（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事開始する予定時期等）

（3）同一事業所より複数人申し込む場合は、必ず優先順位を申込書に記載してください。

（1事業所あたりの受講申込者数の上限はありませんが、定員を超えた際は受講できない場合がございます。）

（4）受講者の決定

令和4年12月上旬頃に受講決定通知書を（一財）保健福祉振興財団よりFAXにて通知します。

8 課題

演習課程においては、作成した事前課題を基に研修を進行します。事前課題の詳細については受講決定通知書にてお知らせします。

9 受講料等

30,000円（テキスト代・税込）

※受講料の支払いは、コンビニエンスストア（ファミリーマート、ローソン）でのお支払いとなります。また、コンビニエンスストアでの振込手数料は上記受講料に含まれます。

※受講料の返金はできませんのでご注意ください。

※領収証の発行は致しません。コンビニエンスストアでの「支払明細書」等をもって、領収書に代えさせていただきます。

10 特記事項

- (1) 科目の免除は行わないものとします。
- (2) 理由の如何にかかわらず、研修開始から **15分以上遅刻、欠課した場合は欠席**とします。
(途中退室も15分以上は欠席とみなします)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、熊本県外の事業所（個人含む）からの申込みはご遠慮ください。
- (4) 修了証書は、全科目修了した者に交付します。
修了証書を紛失した場合は再発行が可能ですが、再発行手数料2,200円と約3週間の作成期間が必要となりますので、紛失等無いようにしっかりと管理をお願い致します。
- (5) 受講者情報は必要に応じ県及び市町村へ提供する場合があります。
- (6) 次の各号の一に該当する者は、退席の上、**受講を取消す**ことがありますのでご注意ください。
 1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
(私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度の悪い方)
 2. 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
 3. 事前課題等、規定の提出物を期日までに提出しない者（詳細は受講決定通知書にて案内）

11 新型コロナウイルスの感染症対策等について

- (1) 研修当日は自宅で検温を行ったうえで、ご参加ください。
※37.3℃以上の場合は研修参加を自粛するとともに、その旨を事務局まで連絡ください。
- (2) 研修当日はマスクの持参・着用をするとともに、こまめに手洗い・会場内用意のアルコール除菌液を使用し、新型コロナウイルス等の感染症拡大の防止に協力ください。
- (3) 研修受講中に、風邪等の症状や倦怠感を感じた場合は、直ちに事務局へ報告してください。
状況によってはご帰宅の依頼をすることがありますので、予めご了承ください。
- (4) 会場内の窓やドアを開け、可能な限り換気を行いながら研修を実施します。
暑さ、寒さに対応できる服装でお越しください。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、保健所等からの情報提供の要請があった場合は、当該機関に個人情報を提供する場合があります。

(6) 濃厚接触者となった場合は、自宅待機の要請が行われる可能性があります。

1.2 問い合わせ・申し込み先

一般財団法人 保健福祉振興財団 熊本支部 熊本県サービス管理責任者等研修係
〒862-0926 熊本市中央区保田窪1-10-38

T E L 096-213-1600

F A X 096-213-1601

U R L <https://hokenfukushi.or.jp>